

# 電気代に上乘せされる賦課金(ふかきん)の減免について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、発電事業者を支払われる買取費用は、賦課金という形で電気の利用者から徴収される仕組みなっていますが、電力を多消費する事業者に配慮し、一定の条件を満たす事業者の賦課金を減免できる特例が設けられています。

平成27年度分の減免申請の受付が開始されますのでお知らせします。

## 1. 対象者

以下の要件のいずれも満たす者

ア) 対象事業(日本標準産業分類の分類等による)の売上高千円あたりの電気使用量が、以下の数字を超えること

○製造業 : 5.6kWh/千円(製造業平均の8倍)

○非製造業 : 5.6kWh/千円(非製造業平均の14倍)

イ) 事業所ごとの対象事業の電気の年間使用量が100万kWhを超えること  
(ただし、1事業所で複数事業を営む場合は、対象事業の電気使用量が当該事業所全体の過半を超えることが必要です。)

※申請にあたっては、対象事業、売上高等について、公認会計士又は税理士の確認書類が必要になります。

※売上高及び電気使用量については、昨年度1年間(平成26年10月31日までに会計を締めた直前の事業年度)で算出してください。

## 2. 減免割合

**100分の80** (参考)1kWhあたりの賦課金は H24:0.22円 → H25:0.35円 → H26: 0.75円

## 3. 受付期間

**平成26年11月4日(火)～平成26年11月28日(金)**

## 4. 問合せ・申請先

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

TEL: 092-482-5475 (〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1)

## 5. 申請書等

以下のホームページからダウンロードできます。

[http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/nintei\\_genmei.html](http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/nintei_genmei.html)

